

○富田林市人権尊重のまちづくり審議会規則

平成13年6月25日

規則第31号

最近改正 令和2年1月31日規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、富田林市人権尊重のまちづくり条例（平成13年富田林市条例第18号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、富田林市人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、条例第5条第1項に規定する人権尊重のまちづくりに関する事項を調査審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民人権部人権・市民協働課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(招集等の特例)

- 2 施行日以後最初に行われる審議会その他会長及び副会長が欠けている場合の審議会の会議は、市長が招集し、会長が選任されるまでの間は、市長の指名する者がその会議を主宰する。

附 則（平成16年規則第10号）抄

第1条 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第19号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第4号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。